

平成 30 年 12 月 7 日

保護者の皆様

生徒支援グループ

## 小田原城北工業高等学校の部活動に係る活動方針

このことについて、本校ではスポーツ庁が策定した「運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」、県の「部活動の方針」や県教育委員会の「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則り、部活動の適切な運営により、生徒が豊かな学校生活を送るとともに、教員の「働き方改革」を進めるため、本方針を策定しました。

### 1 方針策定の趣旨

- 学校の部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、教育的意義の高い活動である。
- 当面、文化部活動に關しても、その特性を踏まえ、ガイドラインに準じた扱いとする。

### 2 部活動の方針の策定等

- 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を作成し校長に提出する。

### 3 指導・運営に係る体制の構築

- 校長は、生徒や教師の数、部活動インストラクター等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。
- 校長は部活動顧問の決定に当たっては、公務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- 校長は、部活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動や文化的活動を行うとともに、技術指導を行う部活動インストラクター等の外部指導者を活用し、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

### 4 適切な指導の実施

- 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身

の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び**体罰・ハラスメントの根絶**を徹底する。

- **運動部顧問**は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動の能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。また、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。さらに、専門的知見を有する保健体育担当教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
- **文化部顧問**は、生徒が生涯を通じて文化活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーション十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養日を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

## 5 適切な休養日の設定

- 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、また特に運動部活動については、スポーツ医・科学の観点からジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。
- **週当たり 2 日以上の休養日を設ける。**（平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも 1 日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他に振り替える。）
- **休養日は年間 52 週**と考え、平日及び週末各 52 日以上に相当する休養日を柔軟に設定し、その際、ひと月のうち平日及び週末に必ず休養日を設定する。
- 1 日の活動時間は、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 校長は、上記の基準を踏まえ、各部活動の休養日等を設定する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜指導・是正を行う等、その運用を徹底する。
- 休養日の設定については、本校の実態を踏まえ、定期試験一週間前から定期試験終了 1 日前までを、部活動休養日とする。但し、大会等が試験後に設定されている場合は、生徒支援グループに届け、校長の許可によりこの限りではない

## 6 各種届出

- 各部活動顧問は「**年間指導計画**」①（平日、週休日の休養日が入ったもの）を生徒支援グループに**毎年4月**に提出する。
- 各部活動顧問は「**年間指導計画**」②（公式戦、練習試合等が入ったもの）を生徒支援グループに**毎年4月**に提出する。
- 生徒支援グループは各部より提出された「年間指導計画」をもとに「**小田原城北工業高等学校部活動年間指導計画**」を作成し校長に提出する。

## 7 取組の検証

- 生徒支援グループは各種届出を踏まえ、部活動の活性化を図るために、各部活動から提出された計画をもとに取組状況を把握し、検証するとともにその結果から必要な改善を図り、校長に報告する。